

## 第6回 議員による不当要求行為の再発防止策等検討共同協議会

日時 令和4年12月14日(水)

13:00～

場所 議会会議室

### 1 開 会

### 2 協 議

議員による不当要求行為の再発防止策等について

### 3 次回の開催について

### 4 その他

## 議員による不当要求行為の再発防止策等検討共同協議会の委員について

### [議会側]

	会 派	委 員
1	公 明 党	宮 下 和 也
2	市 民 ク ラ ブ	竹 尾 浩 司
3	自 由 民 主 党	汐 田 浩 二
4	新 生 ひ め じ	東 影 昭
5	日 本 共 産 党 議 員 団	苦 瓜 一 成
6	燎 原 会	牧 野 圭 輔

### [理事者側]

	職 名	委 員
1	総 務 局 長	坂 田 基 秀
2	総 務 部 長	小 林 秀 祐
3	職 員 倫 理 課 長	有 末 元 三
4	法 制 課 長	網 井 隆 博
5	法 制 課 課 長 補 佐 ( 法 務 専 門 員 )	坪 山 元

※協議項目により、追加で担当局長が出席する。

## 市議からの市長・副市長への要望等に係る全件記録の導入について

### 1 現行の取扱い

要望記録作成の対象外 ⇒ 「姫路市長等政治倫理条例」には、要望等を記録するなどの公正な職務の確保に関する規定を設けていない。  
※姫路市議会議員政治倫理条例と同様

### 2 方針案

#### (1) 市長に対する要望等 ⇒ 原則、記録しない

・公選により選任された政治家で、公務と政務の切り分けが困難であるため、市長が必要と認めた場合を除き、記録しないこととする。

#### (2) 副市長に対する要望等 ⇒ 全件記録の対象とする

・今回の市議による不当要求行為事案に大きく関与したことを踏まえ、他の特別職（教育長・上下水道事業管理者）と同様に全件記録の対象とする。

### 3 要望等に係る手続き

#### (1) 事前予約制度の適用

・職員への要望等の対応に準拠（議員から事前にアポイントが必要）

#### (2) 事前予約の手続き

・原則、秘書課が受付窓口

#### (3) 面談時の対応

・原則、複数人対応とする。  
・事前予約時に内容を確認した上で、担当部署又は秘書課の職員が同席する。

#### (4) 夜間、休日等の対応

・議員から直接電話があった場合は、緊急事案を除き、面談に切り替える等状況に応じた提案を行う

#### (5) 記録の作成等

・秘書課が同席 ⇒ 担当秘書が記録票兼報告書を作成し、起案  
・担当局が同席 ⇒ 担当局職員が記録票兼報告書を作成し、起案

#### (6) 規定の整備

・内規により記録の作成等を規定（即時的な対応）  
※政治倫理基準を適正に運用するためのルール

#### (7) 録音の実施

・録音の対象 ⇒ 職員の録音に関する取扱いに準拠

#### (8) 開始時期

・議会との協議が整い次第、実施予定